

『言泉集』所引の平安中期願文資料

後藤 昭雄

一

『言泉集』に埋もれている『本朝文粹』作者の願文を拾遺し、若干の考察を行うものである。

中世における代表的な唱導文献の一つである『言泉集』には実作例として平安中期から鎌倉前期に至る願文、表白などの仏教漢文が大量に収載されている。それらがどのような作品であるかは小峯和明編「言泉集目録―澄憲・聖覚述作一覽」⁽¹⁾によって容易に概観できるようになった。主をなすものは澄憲及びその弟子で『言泉集』の編者である聖覚⁽²⁾の作品であるが、『江都督納言願文集』を持つ大江匡房（一〇四一～一一二一）の作を初め、平安朝の作品もかなり引用されている。

本稿は『本朝文粹』の作品及び作者研究の資料として、

テキストは金沢文庫本を底本とする永井義憲・清水有聖編『安居院唱導集』上巻（角川書店、一九七九年再版）に拠り、これを龍谷大学図書館蔵本（「龍本」）、大谷大学図書館蔵本（「大本」）によって補訂した。

大谷大学本は諸本のうちで金沢文庫本とは異なる作品をかなり収載しているので、これを別にした。

前記の目的による作業であるので、既に他の『本朝文集』（新訂増補国史大系）、『大日本史料』などに収められているものは除外した。また作品の表題が不明なものも除外した。

底本（金沢文庫本、大谷大学本とも）には返点、傍訓、送り仮名等の訓点が付されているが、これらは削除し、改めて句読点、返点を付した。また理解を助けるために、文章の形を整えて示した。

金沢文庫本の表題、作成年次、作者名は、原文では本文の後に割書きの形で書かれている。

まず金沢文庫本所収作品である。

（四帖の一 亡母帖）

1 右大将保忠為母 大江朝綱

須弥之山高則高、我未レ知其高、

大海之水深則深、我未レ知其深。

其唯悲母念レ子、不レ可ニ測量。

彼如来妙智、歴ニ劫ニ而不レ尽、

況凡夫愚心、摧ニ五内ニ而独迷而已。

保忠は藤原氏、時平の子である。正三位大納言右大将に至る。承平六年（九三六）七月、四十七歳で没する。母は本康親王の娘、廉子女王であるが、没年は不明である。

（二帖の一 亡妻帖）

以下2から8までは作者名がないが、8の末尾に「已上文芥集第七卷略抄之」の注記があり、菅原文時の作である。第二節に詳しく述べる。

2 右大将顯忠亡室七々日 天徳二年

形影永離、雖レ觀ニ無常之定理、

恩愛難レ断、不レ堪ニ有為之至悲。

松蘿契後、蘋蘩¹之勤四十余年、

雲雨絶時、霧露之痛八九許日。

方今、夜泉長閉、秋風初吹。

大暮心^レ無ニ再暁之光、中陰唯遺ニ半日之景。

出家者在生之宿念、久落ニ心花、

持戒者臨終之深誠、遂去ニ頂石。

定心^レ遊ニ化於香城之風、何復流ニ転於沙界之波。

1 蘋 底本は「繁」、龍本により改める。

顯忠は藤原氏、時平の子で、1の保忠の弟。天徳二年（九五八）には正三位大納言で六十一歳である。なお、表

題には「右大将」とあるが、『公卿補任』によれば前年に左大将に転じている。妻については、『尊卑分脈』に顕忠の子、元輔に「母藤原朝見女」とあるほかは未詳である。

3 同人周忌

夜帳暁窓、所_レ期者百年之偕老、

春風秋月、所_レ契者一生之同心。

遺体及三五人_一、芳談余_二四十歳_一。

五障者晴中之雲、惠風吹而咸_レ私、

六欲者春後之凍、仏日照而早消。

覚月自然更明、心蓮従_レ此初擢。

1 咸 底本は「減」、龍本により改める。

顕忠亡室の周忌願文である。

4 左近源中将亡室四十九日 応和元年

亡室、以_二緑蘿之春色_一、早託_二孤松_一、

以_二玉琴之夜心_一、苦寄_二幽瑟_一。

相對所_レ思者、一氣分形之儀、

閑談所_レ期者、百年偕老之齡。

嗟呼、昔時齊_レ眉之志、星霜漸_二二十余_一、

近日恋_レ影之悲、且暮已_二四十九_一。

望_二殘雲_一而春腸頻斷、見_二零落_一而暁淚弥滋。

欲_下仰_二滿月之光_一、以_レ訪_中化煙之跡_上。

五障之泥自尽、八正之水永澄。

左近源中将は源重光である。『村上天皇御記』⁽³⁾ 応和元年

(九六一) 十一月四日条に「左中将重光朝臣」と見える。

重光は醍醐源氏で代明親王の子。この年、三十九歳である。妻については、『尊卑分脈』に重光の子、長経に「母行明親王女」とあるほかは未詳である。

本文の後に次の注記がある。

孤松幽瑟者願文故也。若表白用_レ之者、可_レ云_二翠松瑤瑟_一。

本文冒頭の対句の「孤松・幽瑟」について、これは願文としての用語であり、表白であれば「翠松・瑤瑟」の語を用いるべきであるという。同じく仏事に用いる文章であるが、願文と表白とは措辞に差異があることを注意している。

5 左少将源朝臣 応和四年三月

室家源氏、音和^二琴瑟^一、契芳^三芝蘭^一。

同心之好、星霜二十有三、

遺體之孤、男女一十余^二。

去月八日、免乳之間、艷骨長逝、幽蹤不^レ帰。

故園恨^レ花、何非^二失^レ時之色^一、

閑林憐^レ鳥、猶是喚^レ友之声^一。

表題はこれだけであるが、本文の内容から「亡室四十九(七々)日」が省略されているものである。左少将は源能正と考えられる。『村上天皇御記』の応和二年(九六二)十一月五日条に「春日使左少将能正」と見える。能正は清和源氏で、正四位下参議兼忠の子である。妻については未詳である。

6 左大臣皇太子傳為亡室 応和四年五月

藤原氏、契成之後、漸三十年。

松風扇^レ蘿而夏涼、蘿月照^レ松而春靜。¹

未^二嘗^一一言忤^レ旨一事失^レ情者也。

蕙態忽犯^二於苦霧之陰^一、柳影弥衰^二於緩風之氣^一。

剃^二周羅^一以抛^二花飾之簪^一、积^二齊紈^一以披^二解脫之服^一。

非^三敢乞^二斯項之命^一、唯是遂^二宿素之懷^一也。

1 而春 底本は「春而」、龍本により改める。

左大臣皇太子傳は藤原実頼である。亡室は藤原時平の娘、能子で『日本紀略』康保元年(応和四年、九六四)四月十一日条に「左大臣室家藤原能子卒去」とあり、また同五月二十六日条に「左大臣於^二法性寺^一被^レ修^二故室家藤原能子七々法事^一」とある。

7 安芸権守三善朝臣為亡室 康保五年

糸蘿一結、星風四悛。

所^レ思何義、一氣之分形、

所^レ契何懷、百年之偕老。

粧雲易^レ滅、重々之恨未^レ休、

淚露徒滋、七々之忌暗近。

欲^下仰^二滿月之秋光^一、以訪^中隨煙之昔跡^上。

安芸権守三善朝臣は三善道統である。康保五年(九六八)の翌年、安和二年三月に大納言藤原在衡が粟田山莊で

催した尚齒会の詩をまとめた『粟田左府尚齒会詩』（『群書類従』巻一三四）に道統の詩が収載され、「安芸権守三善道統」とある。その妻については未詳である。この作も本文中に「七々之忌」とあり、四十九日の願文である。

8 前撰津守橘朝臣為亡室 天祿二年

花便折^二故園之露^一、香亦採^二旧奩之塵^一。

供具雖^レ微、精誠是至。

前撰津守橘朝臣は橘仲遠と考えられる。天祿二年（九七一）より六年前の康保二年の頃、彼は撰津守であった。『釈日本紀』巻一、日本紀講書の項に、康保二年八月十三日に行われた講書について「博士、撰津守橘朝臣仲遠」とある。その妻については未詳である。

前引の句の後に「已上文芥集第七卷略抄之」という割書き注がある。

9 中務卿式明親王為亡室 天曆九年十二月

菅三品

- 1 緑蘿与^二青松^一接^レ蔭、瑤瑟与^二玉琴^一和^レ音。
- 2 豈^レ凶一夕奔^レ月、西園之風半閑。
- 3 九地赴^レ泉、北芒之土新潤。
- 4 嗟呼、契来已^二三十余年^一、別後漸四十九日。
- 5 昔時媚粧、猶^レ如在^レ眼、
- 6 多歳芳談、曾未^レ忘^レ心。
- 7 寒涙暗灑^二暁枕之上^一、幽魂難^レ弔^二夜台之中^一。
- 8 縦引^二余執^一、可^三再見^二娑婆之塵^一、
- 9 願依^二妙功^一、不^三更踏^二煩惱之浪^一。

本作は金沢文庫本（金本）、龍本、大本の三本を合成したものである。

表題及び年月は龍本による。大本は「式明親王亡室藤原氏^{四十九日}」とあり、金本は欠く。

作者は大本による。菅三品は菅原文時。

本文は金本による。大本は4行目より始まり、7行目に続く本文は「欲^レ傾^二我三婦依之力^一、以^レ転^中彼五障礙之身上^上」である。

校異 1 談、大本は「話」。2 台之、金本は「之台」、龍本・大本により改める。3 功、龍本は「典」。

式明親王は醍醐天皇の第六皇子。その妻藤原氏については未詳。『尊卑分脈』に藤原玄上の娘に「式明親王室」の注記があるが、続けて「後配_二敦忠卿_一」とあるので、この人物ではない。

(四帖の三 亡息帖)

10 延喜春宮周忌 大江朝綱
為_レ母為_レ子之契、寔知_二往劫之縁_一、
乃顯乃隱之道、猶悲_二當時之迹_一。
恨_レ世無_レ常、厭_レ身不_レ祐。

1 周 底本は「国」、龍本により改める。

延喜春宮は保明親王である。醍醐天皇の皇子で、延喜四年(九〇四)皇太子となるが、延長元年(九二三)三月二十一日、二十一歳で没する。本作は「亡息帖」にあり、本文に「母_ヲ為_リ子_ヲ為_ルの契_リ」とあることから、保明の母、藤原穩子(基経の娘)による亡息追善願文と考えられる。

以下は大谷大学図書館蔵本の「追善諷誦要句等」に引く

作品である。⁽⁴⁾

11 敦慶親王亡室均子内親王_{中陰} 紀納言

百年本契、惣是夢中之欺_(嘆)、

孤心旧期、莫_レ不_二別後之悔_一。

1 行目の傍記は私意による。

敦慶親王は宇多天皇の皇子で、母は藤原高藤の娘、胤子である。均子も宇多天皇の皇女であるが、母について『本朝皇胤紹運録』は胤子とし、同母妹となるが、『尊卑分脈』は藤原基経の娘、温子とし、異母妹となる。その死については『日本紀略』延喜十年(九一〇)二月二十五日条に「均子内親王薨(敦慶親王室。年二十一)」とあり、『貞信公記抄』同四月十一日条に「参_二向極楽寺_一。由_二如_一」_(女)とある。作者の紀納言は紀長谷雄(八四五〜九一二)である。

12 同人(敦慶親王亡室藤原氏_{周忌}追善) 藤原博文朝臣

鴛鴦接_レ翼、飛栖_レ不_レ隔_二咫尺之天_一、

桃李並^レ枝、榮悴得^レ共^二暖寒之日^一。○

糸断^レ而桐存、寧吐^二音顔^一、

匣毀^レ而鏡殘、何免^二埃塵^一。

2行目下の「○」は原文のまま、中略を表す。

亡室藤原氏は未詳。作者の藤原博文（？〜九二九）は北家内麻呂流、貞幹の子。対策及第の後、官途に就き、大内記、東宮学士、文章博士などを歴任した。『扶桑集』、『本朝文粹』等に詩文が入集する。

13 代明親王亡室藤原氏四十九日 江納言

1 亡室藤原氏、自^二從鳳兆告^レ吉、兔糸結^レ縁、

経^二廻春秋十有五載^一、産^二息男女七八許人^一。

常謂^レ不改^二同心於紅顔之日^一、將^レ期^二偕老於白首之秋^一。

豈^レ去三月十八日、□事永絶、奄然殞落。

5 夫生是滅本□、誰家□^二能故之人^一、

樂即苦因也、何^レ処見^二長新之輩^一。

東岱嶽脚、北芒山頭、貴賤之魂俱遊、新旧之墓相列。

何言^二老少唯有^二前後^一而已。

抑空闕有^二遺□^一、篋中有^二春秋衣^一、

10 是則平昔之服、當時無^レ主者也。

嗟呼、其物存其人亡。空催^二墮淚^一、無^レ益^二逝者^一。

故命捧、將^二長捨^二弘海^一。

然久触^二塵垢^一之身、已非^二淨潔之物^一。

上慚^二三寶之境界^一、下愧^二衆會之見聞^一。

15 欲^レ罷^レ不能、唯誠是企。

願^二廻^二蘭室綺羅之裝^一、弥增^二蓮台瓔珞之飾^一。

本文に乱れが目につく。4・5・9行目の「□」、13行目の「之」は私意により補った。12行目の「故命捧」は下の「將長捨弘海」と対句をなすものと考えられるが、どう補えばいいのか、手立てがない。また誤写かと疑われる箇所もある。

代明親王は醍醐天皇の第三皇子で、9の式明親王の兄である。亡室は藤原定方の娘で、源重光・延光・保光、莊子女王（村上天皇女御、具乎親王母）を生む。『日本紀略』承平六年（九三六）三月十八日条に「中務卿代明親王家藤原氏薨」とある。

作者の江納言は大江維時（八八八〜九六三）である。

14 同人(九条右丞相)亡室雅子内親王中陰

後江相公

縁尽必空、雖_レ知_二依然之常理_一、
契遺尚在、難_レ忍_二確乎之宿懷_一。

至_二于今秋_一、重_二丁_二此痛_一。

10 恋_レ主之襟、双袖猶湿、

思_レ親之歎、五内共焦。

夜淚流_二三度之憂_一、秋悲已作_二一家之恨_一。

「同人」は前作の表題「九条右丞相亡室勤子内親王」を承けて藤原師輔である。雅子内親王は醍醐天皇の皇女で、高光・為光・尋禪(天台座主となる)を生む。天曆八年(九五四)八月二十九日に没する(『一代要記』)。

作者の後江相公は大江朝綱(八八六〜九五七)である。

15 (中) 大納言朝忠卿先妣四十九日 後江相公

1 弟子等、或兄或弟、姉云妹云。

晨定昏省、共遊_二慈悲之海中_一、

花開葉飄、同休_二恩徳之山上_一。

漸迨_二鬢辺欺_レ霜之齡_一、

5 不_レ改_二胸中分_レ泉之慈_一。

尋_レ古思_レ今、難_レ忘者、

有_三承平昔日_一、泣別_二嚴蔭於勸修之苔_一、

迄_二天曆去年_一、□担_二仙輿於醍醐之柏城_一。

本文にいくつか問題がある。表題の「大納言」は「中」が正しい。7・8行目の□は私意により補った。7行目の「嚴蔭」は誤りで、父を表す「嚴君」、「嚴親」などであるべきである(後述)。

表題の「先妣」は亡母をいう。朝忠は藤原定方の子で、母は藤原山蔭の娘である。朝忠は康保三年(九六六)に没したが、時に従三位中納言であった。7行目は承平二年(九三二)八月四日に没した定方を勸修寺に葬ったことをいう。したがって「嚴□」は父親を意味する語でなければならぬ。母がいつ亡くなったかは未詳であるが、8行目が天曆六年(九五二)八月二十日に朱雀院が醍醐山陵に葬られたことを述べているので、それ以後、作者大江朝綱が没した天徳元年(九五七)までのいずれかの秋である。

16 穆子内親王周忌 紀納言

右内親王、去年十一月日、蕙質頓悴、蘭寝長遷。

百年佳期、相違於思慮之外、

一周忌景、忽至於哭泣之中、

仍今、於天台雲峯、円教靈窟、設千僧之供、展二講之筵。

唯願法雨随レ心、洗二色欲之垢、

梵風応レ念、開二出離之門。

此生永別三有為之主、何処再尋三無上之君。敬白。

穆子内親王は光孝天皇の皇女で、母は桓武系の参議正躬王の娘である。元慶六年（八八二）に賀茂斎院に卜定され、仁和三年（八八七）光孝天皇が崩じたことに伴い退下した。『日本紀略』延喜三年（九〇三）十二月五日条に「穆子内親王薨」とある。

17 右大弁源相職朝臣先妣四十九日 菅原淳茂

鸞鏡塵埋、見三玉顔於何日。

鳳竹露煖、抽三紫笋於誰人。

至レ尺三形寿、此恨無レ絶。

源相職は文徳源氏で、従三位中納言当時の子である。『尊卑分脈』に「従四位下右大弁。天慶六年（九四三）四月九日卒」とある。その母については未詳である。

作者菅原淳茂は道真の子である。对策及第し、大学頭、右中弁、文章博士などを歴任し、延長四年（九二六）没する。『扶桑集』、『本朝文粹』ほかに詩文が残る。

二

前節の作業、またその結果に関するいくつかのことについて述べる。

まず2〜8の出典の『文芥集』についてである。

本書は菅原文時（八九九〜九八一）の詩文集である。そのことは『江談抄』の記述によって明らかになる。巻五49「本朝の詩は文時の体を習ふべき事」に、

本朝の集の中には、詩においては文時の体を習ふべきなりと云々。文時も「文章を好まむ者は我が草を見るべし」と云々。（中略）また六条宮、保胤に「詩はいかが作るべき」とありけるも、「文芥集を保胤に問はしめ給へ」とぞ云ひける。

とある。六条宮は具平親王、保胤は慶滋よしひろのやすたね保胤で、具平の学問の師である。

また藤原通憲の『通憲入道藏書目録』（一一五櫃）に「文芥集一結十卷、同集一結六卷、同集一結七卷」と見える。

この『文芥集』から金沢文庫本は抄出、採録している。それは前述のように8の本文の後に「已上文芥集第七卷略抄之」という注記があることよって知られるが、「已上」がどこまで懸かるかは明示されているわけではない。考えなければならぬ。

改めて金沢文庫本の2、8及びその前の作の、注記として記された表題、作成年次を挙げる。

已上先師法印章

前大相国為亡室臨時修善

2 右大将顕忠亡室七々日 天徳二年（九五八）

3 同人周忌

4 左近源中将亡室四十九日 応和元年（九六一）

5 左少将源朝臣 応和四年（九六四）三月

6 左大臣皇太子傳為亡室 応和四年五月

7 安芸権守三善朝臣為亡室 康保五年（九六八）

8 前撰津守橘朝臣為亡室 天禄二年（九七一）

第一行の「先師法印」は聖覚の師の澄憲である。すなわちここまでは澄憲作の亡室願文を引用している。その後過去の作品を置くが、その最初の作には作成年次の記載がない、それに対して2以下には作成時が記され、その配列は年次の順になっている。このことを以って、2から8までを『文芥集』からの抄出と判断した。

この『言泉集』に引用されているものは『文芥集』の佚文としては唯一の例である。これによって次のことが明らかになる。

『文芥集』巻七には願文が収められていた。前引の『江談抄』の記述は詩作は『文芥集』に学べと述べている。すなわち『文芥集』は詩文集であった。

また文体によって分類され、願文は作成年次の順に配列されていた。これに思い合わされるのは文時の祖父、道真の『菅家文章』である。願文はその巻十一・十二に三三首が収められているが、最初の「為三刑部福主四十賀願文」には編纂時に付された「貞観元年作レ之。願文之始。仍存三之巻首」という注記がある。以下、月日まで明記して作成時の順に配列されている。文時はこれに倣ったのであろう。

前節に採録した一七首を考証の結果を踏まえ整理して示すと次のようになる。

- 1 藤原保忠亡母 大江朝綱
- 2 藤原顕忠亡室四十九日 天徳二年(九五八) 菅原文時
- 3 藤原顕忠亡室周忌 菅原文時
- 4 源重光亡室四十九日 応和元年(九六一) 菅原文時
- 5 源能正亡室四十九日 応和四年(九六四) 三月 菅原文時
- 6 藤原実頼亡室(藤原能子) 四十九日 応和四年五月 菅原文時
- 7 三善道統亡室四十九日 康保五年(九六八) 菅原文時
- 8 橘仲遠亡室 天禄二年(九七一) 菅原文時
- 9 式明親王亡室四十九日 天曆九年(九五五) 十二月 菅原文時
- 10 藤原穩子亡息(保明親王) 周忌 大江朝綱
- 11 敦慶親王亡室均子内親王四十九日 延喜十年(九一〇) 紀長谷雄

- 12 敦慶親王亡室藤原氏周忌 藤原博文
 - 13 代明親王亡室藤原氏(定方娘) 四十九日 承平六年(九三六) 大江維時
 - 14 藤原師輔亡室雅子内親王四十九日 天曆八年(九五四) 大江朝綱
 - 15 藤原朝忠亡母(藤原山蔭娘) 四十九日 大江朝綱
 - 16 穆子内親王周忌 延喜四年(九〇四) 紀長谷雄
 - 17 源相職亡母四十九日 菅原淳茂
- 第一節の前書きに述べた条件のもとで、以上の一七首を拾い出した。

これらはいずれも追善願文である。

わずか数行の断片もあるが、2、4、9、13、15、16など、ある程度の分量を持つものがある。16の穆子内親王周忌願文は「右」で始まり、「敬白」で結ばれていて、小篇であるが、一首の形を保っているものかも知れない。なお、この作は願主が不明で、本文からも読み取ることができない。

内容は、亡室のための作が一二首で多くを占めている。あとは亡母のための作三首(1、15、17)、亡息のための作一首(10)である。このことに関して付け加えておきたい。

先に『文芥集』からの引用作を認定するために2〜8の表題を示したが、その後以下に以下の作品が続いているのである。作者が不明であるため、本稿にそれらの本文を採録することはしなかったが、ここでその表題及び作成年次を挙げておこう。

ア 文章生紀仲行為亡室 天曆十年二月十日

イ 右近中将源重信為亡室七々日

ウ 同周忌 天曆八年

エ 参議雅信為亡室 天曆八年八月

オ 左近少将伊尹為亡室 天曆九年正月

カ 参議雅信亡室大周忌法事 天曆九年

天曆八年（九五四）から十年に至る作で、2〜8に先立つ時期の作である。これらも亡室のための願文である。さらに『本朝文粹』所収の「中務卿親王家室四十九日願文」（卷一四）の抄出を間に置いて、慶滋保胤の作二首の抄出が続く。これらは表題が不明であるが、引用文の内容から、同じく亡室願文である。

これら以外のものは四帖の二に亡父のための作が四首、四帖の三に亡息、亡息女のための作が三首ある。

全体として、初めに述べた『本朝文粹』の作品及び作者を

考えるための資料という視点からすると、『言泉集』には亡室追善願文が多く抄出引用されているということになる。

一七首の作者は次のようになる。

菅原文時 2〜9

大江朝綱 1、10、14、15

紀長谷雄 11、16

大江維時 13

藤原博文 12

菅原淳茂 17

菅原・大江両家のそれぞれ二人と紀長谷雄以外は藤原博文のみであるが、博文も前述のように対策及第を経て官途に就き、大内記、東宮学士、文章博士に任じられ、方略試の間頭博士も務めている有力な儒家である。こうした文人たちが願文を作成している。

7 「三善道統亡室四十九日願文」は菅原文時の作であるが、願主である三善道統は自ら亡妻のために願文を執筆する十分な能力を備えた人物であった。彼は天徳元年、文章得業生となり、応和二年対策に及第する。翌三年には大学寮の先輩後輩を自宅に集えて詩合（「善秀才宅詩合」）を主宰している。式部丞、大学頭、民部大輔などを経て、永延

元年には文章博士となる。その文章作成の能力をよく示すものは『本朝文粹』に入集する「空也上人の為の大般若経を書写供養する願文」(巻一三)である。念仏聖として知られる空也が長年に及んだ『大般若経』書写の完了を喜び、これを供養する法会のために代作した願文であるが、分量も新日本古典文学大系本で一頁ほどで、他に比べて遜色なく、内容においても道統の文章能力を十分に推し量ることのできる作品である。

このように他者のためには願文を書いている道統がなぜ亡妻のために自ら筆を執らなかつたのであろうか。それほど願文は他に依頼するものという規範が強かつたのか。しかし自作(術語としては「自草」)の例はあるのである。同じく『本朝文粹』に入る大江朝綱の「亡息澄明の為の四十九日の願文」(巻一四)は自身の愛息の早過ぎる死を悼むものである。また亡妻のための自作も、時代はかなり下るが、院政期の大江匡房の「亡室の為の四十九日の願文」、「同人の亡室の為の作善願文」の二首が『江都督納言願文集』巻六の巻首に収められている。

三

前節に述べたように『言泉集』には亡室追善願文が多く抄出され遺存している。第一節に本文を採録した一二首と作者未詳で表題のみを第二節に掲げた六首である。作成年次は延喜十年(九一〇)から天禄二年(九七一)に至る。『本朝文粹』に収める亡室願文は「中務卿親王(重明)の家室の為の四十九日の願文」(大江朝綱)が唯一の作である。このことを考えると、抄出とはいえ、一八首の作が残ることの意味は小さくない。

以下、これらの作品を通して亡室願文としての表現、発想などを見ていこう。

まず特徴的な語句である。

偕老 周知の語であるが、『詩経』邶風、擊鼓の「子の手を執り、子と偕に老いん」に出る。3、4、7、13、イに見えるが、3、4、7は「百年」と共に用いる。百年は人の一生を意味する。

3 夜帳曉窓、期する所は百年の偕老なり。は一例である。

松蘿 松とこれにからまるつた。夫婦の親密さをたとえる。「詩経」小雅、頰弁きべんに「蔦たづなと女蘿と松上に施しく」とある。2、4、6、9、オ、カに見える。

4 亡室は緑蘿の春色を以て、早く孤松に託す。

カ 室家源氏、去歳傾逝せり。蘿色すて已すでに去りて、松身独り留まる。

琴瑟 「琴瑟相和す」として今も用いられる。4、5、9 に見える。

5 家室源氏、音は琴瑟を和し、契りは芝蘭と芳し。

9 緑蘿と青松と蔭を接し、瑤瑟と玉琴と音を和す。

9は「松蘿」の用例でもある。

同心 『周易』繫辭伝上の「二人心を同じくすれば、その利すきこと金を絶つ」のように広く人と人との関係についていう語であるが、男女の、また夫婦の情愛についてもいう。「古詩十九首（その六）」（『文選』巻二九）で、旅にある夫が家を守る妻を思い遣つて歌う「同心にして離去し、憂へ傷みて以て老いを終へんとす」はその一例である。

3、5、13に見える。

3 春風秋月、契る所は一生の同心なり。

13 同心を紅顔の日に改めず、將に偕老を白首の秋に期

せんとす。

芳談 むつまじい語らい。この語は中国では古い時代の文献に見出せない。明代に至つて、わずかな用例がある。そのためか、『角川大宇源』は国語（和製漢語）とする。平安朝詩に六例があるが、最も早い例も安和二年（九六九）の『粟田左府尚齒會詩』の用例で、ここに挙げる例より遅れる。それらの意味は「りつばな話。また、他人の談話を敬つていうことば」（『角川大宇源』）で、男女間の会話ではない。しかし、時代は下るが、延久三年（一〇七一）の惟宗孝言こむねのからとむの「納な和歌集等於平等院らうどういん記」（『朝野群載』巻三）に「男女芳談の間、芝蘭契りを結ぶ処、初めは配偶の志を遂げんがため、屢しばしばしば慰懃おむの懐おもひを述ぶ」という行文のあることは「芳談」には男女の語らいの意を担う語としての系譜があり、その早い用例がこれらということである。3、9に見える。

3 遺体は五六人に及び、芳談は四十歳に余る。

9 多歳の芳談、曾かつて未だ心に忘れず。

免乳・免身 特殊な語で、出産すること。「免が」は婉あやに同じ。5、ウに見える。

5 去月八日、免乳の間、艷骨長逝し、幽蹤帰らず。

ウ 免身の後数日、蕙態永く凋む。

共に出産の折に亡くなったことをいう。

以上は夫婦の間の関係、また亡室自身のことに関する語句であるが、後に残された者についての叙述もある、そこで用いられる語句である。

遺体 残された子。『札記』祭義の「身なる者は父母の遺体なり」に基づく語で、父母が残してくれた我が身というのが本義であるが、転じて遺児をいう。3、5、ウに見え、3は「芳談」の項に挙げた。

5 同心の好は星霜二十有三なり、遺体の孤は男女一十
余二なり。

ウ 将に意を遺体に慰めんとするに、偏露還つて悲歎を
催す媒と爲る。

同じく遺児をいう語として「偏孤」がイ、オに、「偏露」
がウ(前項)、カに見える。

オ 偏孤の四女、皆是れ幼齡なり。懷中を恋ひて争ひ啼
き、膝下を求めて覚らず。

カ 膝上の偏露、また眼前の悲風と作る。

カの「膝上の偏露」とは母を失った我が子を膝に抱く様
であるが、この「膝上」の用例がもう一つある。イに、

心中に借老の契りを含み、膝上に未識の児を携ふ。
とある。

構文としては次の例がある。

妻と過ごした歳月を数対として表現するものである。

2 松蘿契りて後、蘋蘩の勤め四十余年、

雲雨絶ゆる時、霧露の痛み八九許日。

「蘋蘩」の「蘋」は水草の一種、「蘩」は白よもぎで、摘
んで神前に供える。したがって「蘋蘩の勤め」とは家室と
して祖先の霊を祀ることをいう。

3 遺体五六人に及び、芳談四十歳に余る。

4 昔時眉に齊しくする志、星霜二十余に漸り、

近日影を恋ふる悲しみ、且暮已に四十九なり。

4の「斉眉」は妻が夫を敬うこと。後漢の梁鴻の妻は
夫に食事を進める時には膳を眉の高さに捧げて供した(『後
漢書』逸民列伝、梁鴻伝)。

5 同心の好は星霜二十有三なり、遺体の孤は男女一十
余二なり。

9 契り来たりて已に三十余年、別れて後四十九日に漸

る。

13 經廻る春秋は十有五歳、産息せし男女は七八許人な

り。

オ 松蘿の縁は十年、雲雨の別れは一旦なり。

このようにかなりの例がある。一つの類型となっていたと見てよいだろう。

前述のように『本朝文粹』所収の唯一の亡室願文として「為^三中務卿親王家室^二四十九日願文^一」がある。天慶八年(九四五)の作で、上述の諸作の範囲にある。比較してみよう。先に「百年偕老」と熟語化した措辞が三例あることを述べたが、本作にも見える。

一旦世に背く憂へ、已に心地の焰^{ほのお}を残し、

百年偕老の契り、夢路の花に異ならず。

もう一つの例として、本作に、

亡室藤原氏、柔和性に稟^うけ、婉順心に在り、(中略)

一事一言、朝に暮に、我が巾櫛^{えしつつかもと}を主り、積むに星霜を以てす。

とある。「一事一言」はちょっととした事や言葉の意で、妻が細やかな心遣いをして身の周りの世話をしてくれたことをいうが、この「一事一言」が少し形を変えて6に措かれている。

藤原氏、契り成りて後、三十年に漸る。(中略)未だ

曾て一言も旨^{さから}に忤^{こころ}はず一事も情を失はざるものなり。

これもまた言葉遣いに行動に細心の配慮を忘れなかった妻の思い出である。

発想としては、遺児への言及がある。先に「膝上の——」として残された子を膝に抱くという表現があることを見たが、本作では表現は異なり、「燕雀巢覆る、遺卵を撫^なでて肝を摧^{くだ}く」という。遺児をひっくり返った巢の中の卵と表現し、これを撫でるといふ。

このように『本朝文粹』では単独であった文章も、亡室願文の範疇の中で考えることができるようになった。

おわりに

『言泉集』に残る『本朝文粹』作者の漢文資料を拾集するという目的で行った作業であるが、結果としては願文に絞られることとなり、なかでも亡室願文のある程度の数の遺文を得ることとなった。これは私にとつては意味のあることであつた。以前に前述の「中務卿親王の家室の為の四十九日の願文」を読んだ折に触れたことであるが、中国詩史には亡き妻を悼む「悼亡」詩の系譜があるが、我が国の

古代詩はかかる伝統を持っていない。亡室願文はこれに代わる漢文学作品として捉えることができるであろうと、留意していたからである。

そこで本稿に収拾した作品を対象として、内容について検討してみたが、作品群として見ることににより、亡室願文としての表現、類型などが明らかになってきた。これを前後する時代の作品にも推し及ぼしてみなければならぬ。平安初期の作として空海の作が『遍照発揮性靈集』に、前期の作が菅原道真の『菅家文章』に、後期の作が大江匡房の『江都督納言願文集』にあり、また『言泉集』にも他の作者の作が残る。これらを視野に入れて通時的に見てみる必要もあろう。

注

- (1) 小峯和明・山崎誠「安居院唱導資料纂輯」(『国文学研究資料館』調査研究報告』第一二号、一九九一年)。
- (2) 永井義憲「安居院唱導資料考」(『安居院唱導集』上巻、角川書店、一九七二年)。
- (3) 所功編『三代御記逸文集成』(国書刊行会、一九八二年)に拠る。
- (4) 村上美登志「大谷大学図書館蔵『言泉集』とその「願

文・表白・諷誦要句等」についての覚書」(『軍記物語の窓』第一集、和泉書院、一九九七年)に全体の「目録」がある。

- (5) この願文は全文が残っており、『大日本史料』第一編之七、天慶元年十一月五日条に引用されている。作者は大江朝綱。したがって、ここには挙げない。

- (6) 新日本古典文学大系本の条番号。

- (7) 拙稿「菅家文章」散文篇の基礎的考察」(『本朝漢詩文資料論』勉誠出版、二〇一二年)。

- (8) 拙著『本朝文粹抄』五(勉誠出版、二〇一八年)第六章「空也上人の為の大般若経を書写供養する願文」参照。

- (9) 注8著書、第五章「亡息澄明の為の四十九日の願文」参照。

- (10) 第一・二節で与えた数字及び記号で示す。以下同。

- (11) 注8著書、第四章「中務卿親王の家室の為の四十九日の願文」。